

令和6年度

菊川市水防計画書

菊 川 市

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	用 語	1
第 3 章	責 任	2
第 4 章	安全配慮	3
第 5 章	水防本部等の設置	3
第 6 章	水防組織	3
第 7 章	水防倉庫及び備蓄資材	3
第 8 章	重要水防箇所	
第 1 節	重要水防箇所一覧	4
第 2 節	水防上重大な影響のある橋梁一覧	9
第 3 節	水防上注意を要する水門等一覧	9
第 4 節	湛水注意箇所一覧	10
第 5 節	土石流危険溪流一覧	11
第 9 章	雨量観測（雨量の観測及び通報）	11
第 10 章	気象庁が行う予報及び警報とその措置	
第 1 節	静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	13
第 2 節	大雨及び洪水注意報・警報の発表基準（菊川市）	13
第 3 節	大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方	13
第 4 節	特別警報（参考）	14
第 11 章	水位観測（水位の観測及び通報）	14
第 12 章	洪水予報と水防警報	
第 1 節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	16
第 2 節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	18
第 3 節	国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	19
第 13 章	水防機関の配備及び活動	
第 1 節	非常配備	22
第 2 節	水防活動	24

第3節	水防信号及び標識並びに身分証票	24
第4節	水防解除	26
第5節	水防活動報告	26
第14章	決壊時の処置	
第1節	決壊（被害情報）の通知	26
第2節	避難体制	26
第15章	協力応援	
第1節	河川管理者の協力	27
第2節	下水道管理者の協力	27
第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	27
第4節	自衛隊の派遣要請	27
第5節	警察官の出動要請	27
第6節	国土交通大臣の災害対策用車両等の派遣要請	28
第16章	水防てん末報告	28
第17章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	
第1節	水防管理団体の水防計画	29
第2節	水防訓練	29
第18章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	29
第19章	その他	
第1節	公用負担	30
第2節	公務災害補償費	30

別 表

別表1	菊川市水防協議会条例
別表2	菊川市災害対策（警戒）本部編成表及び事務分掌
別表3	水防資材
別表4	菊川洪水予報様式
別表5	菊川水防警報伝達様式
別表6	牛淵川氾濫警戒情報伝達様式

別表 7 水防団出動体制

別表 8 避難所開設場所

別表 9 国土交通省の災害対策車両一覧

別表10 浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧

別表11 水防活動実施報告書

別表12-1 菊川管内図（重要水防箇所）

別表12-2 袋井土木事務所管内図（重要水防箇所）

第1章 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる菊川市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水又は湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2章 用語

- 1 水防管理団体（法第2条第2項）
水防の責任ある菊川市をいう。
- 2 水防管理者（法第2条第3項）
水防管理者である菊川市長をいう。
- 3 消防機関
消防組織法第9条に規定する消防機関をいう。菊川市においては菊川市消防本部、菊川市消防署、菊川市消防団をいい、水防に関しては法第5条第3項により水防管理者の所管の下に行動する。
- 4 消防機関の長
菊川市においては、菊川市消防長をいう。
- 5 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、菊川市は静岡県知事より指定を受けている。
- 6 菊川市水防協議会（法第34条第1項）
水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、菊川市水防協議会条例（平成17年条例第139号）に定めるところによる。
- 7 洪水予報（法第10条、法第11条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。菊川においては、洪水予報指定河川の指定を受けている。
- 8 水防警報（法第2条第8項 法第16条）
国土交通大臣又は静岡県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は静岡県知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 9 水位周知河川（法第13条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。牛淵川においては、この水位周知河川となっている。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
- 10 水位到達情報
水位到達情報とは、国土交通大臣又は静岡県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
- 11 水防団待機水位（通報水位）
量水標の設置されている地点ごとに静岡県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 12 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして静岡県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。
水防団の出動の目安となる水位である。
- 13 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。

14 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は静岡県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は静岡県知事が指定した区域をいう。

第3章 責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第3条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）

(3) 水防倉庫、資機材の整備

(4) 通信連絡系統の確立（法第27条）

(5) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測を的確に行うこと

ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）

ト 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）

チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）

リ 警察官の出動要請（法第22条）

ヌ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ル 自衛隊の出動を依頼する（知事を経由する 自衛隊法第83条第1項）

ヲ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条第1項）

ワ 水防解除の指示

カ 水防てん末報告書の提出（法第47条第1項及び第2項）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(9) 水防機関の整備（法第5条）

(10) 水防計画の策定（法第33条第1項）

県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなけ

ればならない。

(11) 水防計画の県知事への協議（法第33条第3項）

水防計画を定め、または変更しようとするときは、県知事に協議をしなければならない。

(12) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）

(13) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第32条の2第1項）

第4章 安全配慮

洪水においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現状把握の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第5章 水防本部等の設置

(1) 水防本部

イ 水防管理者である市長（水防本部長）は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、本計画に基づいて菊川市役所に水防本部を設置する。

ロ 水防本部の事務局は危機管理課に置くものとする。ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときはこれに統合されるものとする。

(2) 水防支部

水防本部長は、状況に応じ、小笠支所に支部を設置するものとし、職員を派遣するものとする。

(3) 水防団

消防団の編成をそのまま水防団に切替える。

(4) 水防隊

各自主防災会をもって自主水防隊を組織し、自主防災会長を隊長とする。

第6章 水防組織

組織図並びに事務分担は別表2のとおりとする。

第7章 水防倉庫及び備蓄資材

1 市の水防倉庫の設置場所及び備蓄すべき資材、機材の品名及び数量は、別表3のとおりとする。

2 毎年、出水期前に点検を行い、不足があれば随時補充するものとする。

第8章 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、次表のとおりである。

第1節 重要水防箇所一覧

1. 直轄区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左 右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
1 菊重3	菊 川	安東ハザマ興行(株)上流 嶺田	左	20	5. 4K ～ 5. 4K+20m	護岸根固め崩壊	積土のう工
2 菊重3	菊 川	生仁場橋上流～大船渡橋下流 嶺田	左	1, 200	6. 2K+100m ～ 7. 4K+100m	河積不足	積土のう工
3 菊重3	菊 川	稻荷部川合流点对岸 嶺田	左	100	7. 0K ～ 7. 0K+100m	護岸根固崩壊 洗掘の未施工	木流し工
4 菊重3	菊 川	大船渡橋上下流 上平川	左	200	7. 6K+100m ～ 7. 8K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重3	菊 川	池村公民館 上平川	左	600	8. 0K+100m ～ 8. 6K+100m	河積不足	積土のう工
6 菊重3	菊 川	池村公民館 上平川	左	50	8. 1K+50m ～ 8. 2K	護岸根固崩壊 洗掘の未施行	木流し工
7 菊重3	菊 川	高田橋250m下流 上平川	左	20	8. 8K+30m ～ 8. 8K+50m	護岸根固崩壊	木流し工
8	菊 川	新加茂橋下流 加茂	左	200	10. 8K+110m ～ 11. 0K+110m	護岸根固崩壊	木流し工
9	菊 川	新菊川橋上流 本所	左	200	12. 6K+100m ～ 12. 8K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重4	菊 川	文化会館アエル駐車場 本所	左	200	12. 8K+100m ～ 13. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
11 菊重5	菊 川	水神橋より150m上流 潮海寺	左	60	15. 9K+40m ～ 16. 0K	H16. 10洪水 被災箇所 護岸未施工	木流し工
12	菊 川	沢水加川合流点より90m下流 和田	左	30	16. 8K+70m ～ 16. 9K	ふとん籠崩壊	積土のう工
13 菊重7	菊 川	沢水加川合流点 吉沢	左	200	17. 0K+100m ～ 17. 2K+100m	河積不足	積土のう工

15 菊重 10	菊 川	生仁場橋上流～稲荷部川 合流点下流 大石～掛川市岩滑	右	630	6. 4+110m ～ 7. 0K+80m	河積不足	積土のう工
17 菊重 11	菊 川	大船渡橋上流～高田橋400m下 流 下内田	右	850	7. 8K+120m ～ 8. 6K+110m	河積不足	積土のう工
18	菊 川	東名菊川橋100m下流～ 六郷樋管 半済	右	290	13. 2K ～ 13. 4K+90m	護岸根固崩壊	木流し工
19	菊 川	六郷樋管 半済	右	40	13. 4K+120m ～ 13. 4K+160m	護岸根固崩壊	木流し工
20	菊 川	新川橋 上本所	右	60	14. 2K+45m ～ 14. 2K+104m	護岸根固崩壊 下前田川合流点	木流し工
22 菊重 16	牛淵川	中島橋 ～宮前橋 神尾	左	400	11. 0K+100m ～ 11. 4K+100m	河積不足	積土のう工
23	牛淵川	江川樋門対岸 嶺田	右	200	4. 2K+100m ～ 4. 4K+100m	暫定堤防	-
24	牛淵川	中島橋～宮前橋 神尾	右	400	11. 0K+100m ～ 11. 4K+100m	河積不足	-
25 菊重 18	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流 下平川	左	200	0. 2K+110m ～ 0. 5K	河積不足	積土のう工
26 菊重 19	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流 下平川	右	540	0. 0K ～ 0. 5K	河積不足	積土のう工
重要度A小計		河川21箇所		6, 480			
4 菊重1	菊 川	亀惣川橋～生仁場橋 堂山新田～嶺田	左	800	4. 6K+100m ～ 5. 4K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重 1, 2, 3	菊 川	菊川下流水管橋～嶺田水位観 測所付近 嶺田	左	1, 200	5. 4K ～ 6. 6K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
6 菊重 2, 3	菊 川	菊川下流水道管橋上流～生仁 場橋上流 嶺田	左	600	5. 6K+100m ～ 6. 2K+100m	河積不足	積土のう工
7 菊重3	菊 川	佐束川合流点上流 嶺田	左	200	6. 4K+100m ～ 6. 6K+100m	河積不足	積土のう工
8 菊重3	菊 川	大船渡橋下流 嶺田	左	200	7. 4K+100m ～ 7. 6K+100m	河積不足	積土のう工
9 菊重3	菊 川	大船橋橋上流 上平川	左	400	7. 6K+100m ～ 8. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
10	菊 川	大船橋橋上流	左	200	7. 8K+100m	河積不足	積土のう工

菊重3		上平川			～ 8. 0K+100m		
11 菊重3	菊 川	池村公民館上流～旭橋下流 上平川	左	1, 200	8. 6K+100m ～ 9. 8K+100m	河積不足	積土のう工
12	菊 川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	50	11. 1K ～ 11. 2K+53m	護岸一部破損	木流し工
13	菊 川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	130	11. 2K ～ 11. 3K+30	護岸一部破損	木流し工
14	菊 川	小川端防水資材置場～ 加茂神社 加茂	左	70	11. 4K+30m ～ 11. 5K	護岸一部破損	木流し工
15	菊 川	加茂橋下流 加茂	左	400	11. 6K+100m ～ 12. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
16	菊 川	加茂橋下流 加茂	左	50	11. 7K+50m ～ 11. 8K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
17	菊 川	加茂橋上下流 加茂	左	200	11. 8K+100m ～ 12. 0K+100m	暫定堤防	積土のう工
18	菊 川	加茂橋上流 半済	左	100	12. 2K ～ 12. 3K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
19	菊 川	菊川橋上流 半済	左	400	13. 4K ～ 13. 8K	暫定堤防 堤防脆弱性指標t ※による判定	-
20	菊 川	八王子橋下流200m 本所	左	210	14. 6K+110m ～ 14. 8K+100m	河積不足	積土のう工
21 菊重 5・6	菊 川	八王子橋上流100m～ 矢田部橋下流50m 上本所～和田	左	1, 520	15. 0K+100m ～ 16. 6K+100m	河積不足	積土のう工
22 菊重5	菊 川	水神橋～潮海寺橋 潮海寺	左	340	15. 8K ～ 16. 2K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全 性 (Fs) 不足	-
23	菊 川	潮海寺橋下流 潮海寺	左	160	16. 0K ～16. 2K	パイピング破壊安 全照査iv超過	-
24 菊重6	菊 川	潮海寺橋上流 和田	左	420	16. 4K ～ 16. 8K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全 性 (Fs) 不足	-
25 菊重6	菊 川	潮海寺橋上流 和田～富田	左	210	16. 6K ～ 16. 8K	パイピング破壊安 全照査iv超過	-
26	菊 川	立ヶ谷橋～ 大井川用水余水排水樋管 和田～富田	左	300	17. 2K+100m ～ 17. 6K	河積不足	積土のう工

34 菊重 10	菊 川	嶺田水位観測所 嶺田	右	440	6. 4K+110m ～ 6. 8K+110m	暫定堤防	積土のう工
35	菊 川	大船渡橋 下内田	右	180	7. 6K ～ 7. 8K-20m	護岸一部破損	木流し工
36	菊 川	大船渡橋 下内田	右	20	7. 8K-20m ～ 7. 8K	護岸一部破損	木流し工
37 菊重 11	菊 川	高田橋下流400mより下流 下内田	右	230	8. 5K ～ 8. 7K+32m	護岸一部破損	木流し工
38 菊重 11, 12	菊 川	太郎坊大権現下流～旭橋下流 下内田	右	1, 200	8. 6K+110m ～ 9. 8K+110m	河積不足	積土のう工
39 菊重 13	菊 川	新川橋～下前田川上流 半済～本所	右	240	14. 2K+120m ～ 14. 4K+120m	暫定堤防 下前田川合流点	積土のう工
40 菊重 13	菊 川	下前田川合流点 半済～本所	右	40	14. 3K+30m ～ 14. 4K-29m	護岸一部破損	木流し工
41 菊重 13	菊 川	下前田川合流点 本所	右	170	14. 2K+198m ～ 14. 4K+120m	暫定堤防	-
42	菊 川	中央幼稚園～潮海寺橋下流 本所～潮海寺	右	1, 330	14. 6K ～ 16. 0K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
43	菊 川	八王子橋下流200m 本所	右	180	14. 6K+80m ～ 14. 8K+100m	河積不足	積土のう工
44	菊 川	八王子橋上流 本所～潮海寺	右	170	15. 0K+90m ～ 15. 2K+100m	河積不足	積土のう工
45	菊 川	井田樋管上下流 潮海寺	右	400	15. 4K+100m ～ 15. 8K+100m	河積不足	積土のう工
46	菊 川	水神橋150m上流～ 塩井戸樋管 潮海寺	右	150	15. 9K+80m ～ 16. 1K	護岸一部 破損	木流し工
47 菊重 14, 15	菊 川	塩井戸樋管下流～ 立ヶ谷橋上流 潮海寺	右	1, 440	16. 0K+120m ～ 17. 4K+100m	河積不足	積土のう工
48 菊重 14, 15	菊 川	潮海寺橋～立ヶ谷橋上流 潮海寺～富田	右	1, 200	16. 2K ～ 17. 4K	パイピング破壊安 全照査G/W不足	-
50	牛淵川	下平川堰より100m上流 下平川	左	200	6. 6K+100m ～ 6. 8K+100m	河積不足	積土のう工
51	牛淵川	堤橋～法華橋 下平川	左	200	7. 2K+100m ～ 7. 4K+100m	河積不足	積土のう工

52	牛淵川	奥横地川合流点より上流 東横地	左	200	10.2K+100m ～ 10.4K+100m	河積不足	積土のう工
53	牛淵川	奥横地川合流点 東横地	左	150	10.2K+141m ～ 10.4K+100m	暫定堤防	-
54	牛淵川	杉の谷橋 神尾	左	200	10.6K+100m ～ 10.8K+100m	河積不足	積土のう工
56	牛淵川	杉の谷橋 神尾	右	200	10.6K+100m ～ 10.8K+100m	河積不足	積土のう工
57	丹野川	明治橋 ～黒沢川排水機場（右岸） 赤土	左	200	0.6K ～ 0.8K	-	月の輪工
58 菊重 16	丹野川	赤土新橋 赤土	左	50	1.6K+50m ～ 1.7K	暫定堤防	積土のう工
重要度B小計		河川47箇所		18,760			

※「菊重」は重点区間

2. 県管理区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左 右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
袋-1	菊 川	鎌倉橋下流 友田	左 右	20	19.0K+80m ～ 19.1K	断面狭小	積土のう工
袋-2	菊 川	谷広橋下流 友田	左 右	50	19.7K ～ 19.7K+50m	断面狭小	積土のう工
袋-3	菊 川	谷広橋上流 友田～倉沢	左 右	100	20.1K+30m ～ 20.2K+30m	断面狭小	積土のう工
袋-4	菊 川	倉沢橋上下流 倉沢	左 右	200	22.5K ～ 22.7K	断面狭小	積土のう工
重要度A小計		河川4箇所		370			
袋-12	上小笠川	御門橋～上内田橋 中内田～掛川市上内田	左 右	1,770	2.7K+80m ～ 4.5K+50m	断面狭小	積土のう工
袋-13	西方川	JR東海道線橋 ～JR東海道新幹線橋 西方	左 右	1,200	4.4K ～ 5.6K	断面狭小	積土のう工
袋-14	沢水加川	欠下橋～西田比堰 沢水加	左 右	50	1.6K+50m ～ 1.7K	断面狭小	積土のう工
重要度B小計		河川3箇所		3,020			

第2節 水防上重大な影響のある橋梁一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	路 線 名	橋 梁 名 (構造)	形状 (LW) m	位 置	影響の内容	管理者
菊工 -A20	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺線 (2径間連続非合成鈑桁)	49.0 10.25	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -A33	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -A35	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 (RC橋)	12.65 7.8	赤土	桁下高不足	静岡県
菊工 -A36	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ホ-ロ-型PC桁)	18.0 6.5	赤土	桁下高不足	菊川市
菊工 -B2	菊 川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重 合成桁)	80.0 9.0	嶺田	桁下高不足	静岡県
菊工 -B4	菊 川	(一) 小笠掛川線	高田橋 (PCT桁)	86.0 6.7	上平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B5	菊 川	(市) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼 板桁)	51.0 12.0	本所 潮海寺	桁下高不足	静岡県
菊工 -B6	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -B7	菊 川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ボ-ステン2連続I桁)	46.3 10.25	吉沢	桁下高不足	菊川市
菊工 -B8	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 (PC桁)	40.9 6.8	下平川	桁下高不足	菊川市
計			10箇所				

第3節 水防上注意を要する水門等一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	水門等の 名称	位置	形 状			種 別	施設 管理者	連絡先
				H	W	連			
菊工 -A2	菊 川	土橋樋管	奈良野	2.0	1.8	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A3	菊 川	排水管	加 茂		φ=0.3		フラップゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A4	菊 川	万田 第2排水樋管	半 済		φ=0.9	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A5	菊 川	八王子 樋管	本 所		φ=0.2	1	ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A6	菊 川	大井川用水余 水排水樋管	富 田		φ=0.3	1	スライド	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A15	菊 川	高田 排水樋管	下内田	2.0	2.0	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A16	菊 川	小川端樋管	加 茂		φ=0.45	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A17	菊 川	宮ノ西排水 樋管	加 茂		φ=0.3		スライドゲート 手 動	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902

菊工 -A18	菊 川	前田樋管	本 所	1.50	1.75	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A19	菊 川	井田樋管	潮海寺	1.00	1.25	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A23	菊 川 (牛淵 川)	高橋川 樋門	河東	3.10	2.73	2	ローラゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A24	菊 川 (牛淵 川)	藤の木 樋管	赤土	1.00	1.00	1	スライドゲート	国土交通省	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A25	菊 川 (牛淵 川)	下平川第1 用水樋管	下平川		$\phi=0.6$	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A26	菊 川 (牛淵 川)	横地第2 樋管	東横地	1.20	0.80	1	フラップ	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
菊工 -A27	菊 川 (牛淵 川)	東横地樋管	東横地	3.00	2.40	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A29	菊 川 (牛淵 川)	嶺田悪水 樋管	嶺田	1.50	2.00	2	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A30	菊 川 (牛淵 川)	下平川第2 用水樋管	下平川		$\phi=0.6$	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A31	菊 川 (牛淵 川)	段横地樋管	東横地	1.50	1.80	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A32	菊 川 (牛淵 川)	山脇用水吐 樋管	神 尾		$\phi=0.3$		ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A34	菊 川 (丹野 川)	峯反法用水 樋管	赤 土	0.25	0.50	1	木製スライド スピンドル	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
直轄区間 計		20箇所							

第4節 湛水注意箇所一覧

関係河川名	位 置	湛水面積 (ha)	摘 要
菊 川	半済～三軒家地内	120.0	
	高田地内	150.0	
黒沢川	下平川地内	60.0	
計	3 箇所	330.0	

第5節 土石流危険溪流一覧

河川名	溪 流 名	所在地 (字)	溪 流 概 況			保全対象 人家戸数
			溪流長 (Km)	流域面積(Km ²)	流下部平均勾配	
内谷川	古谷沢	古 谷	0.22	0.008	6°	5
高橋川	北之谷沢	枝 善	0.2	0.01	5°	5
	枝善沢	枝 善	0.16	0.005	12°	5
丹野川	猿渡沢	猿 渡	0.16	0.03	5°	4
	下組沢	下 組	0.3	0.01	5°	10
菊川	ウチワンヤ沢	本 所	0.18	0.04	8°	22
牛淵川	神尾下沢	神 尾	0.13	0.01	15°	6
	与兵衛谷沢	神 尾	0.07	0.01	16°	7
	殿ヶ谷沢	三 沢	0.13	0.03	9°	6
富田川	井戸沢	富 田	0.38	0.05	8°	2
	市代ノ谷沢	富 田	0.18	0.05	15°	2
	道上ヶ谷沢	富 田	0.13	0.03	10°	3
沢水加川	宮ノ谷沢	沢水加	0.31	0.05	9°	5
	金衛門下沢	沢水加	0.43	0.05	11°	2
	打無沢	沢水加	0.53	0.15	9°	4
	勝田ヶ谷沢	沢水加	0.23	0.04	7°	2
	農ヶ沢	沢水加	0.18	0.05	16°	1
	西田沢	沢水加	0.23	0.09	13°	3
	文字ヶ谷川	沢水加	0.24	0.07	7°	1
西方川	堂ノ谷沢	西 方	0.08	0.04	21°	1
	背戸ノ谷沢	西 方	0.25	0.03	10°	4
	東ノ谷沢	西 方	0.15	0.08	11°	2
牛淵川	神尾上沢1	神 尾	0.13	0.04	9°	4
	神尾上沢2	神 尾	0.24	0.16	7°	3
	神尾沢	神 尾	0.18	0.03	10°	3
	大平川下沢	神 尾	0.10	0.03	17°	2
	神尾下沢1	神 尾	0.10	0.01	17°	2
	神尾下沢2	神 尾	0.10	0.02	17°	4
	白山沢	東横地	0.21	0.02	11°	3
	西郷堂ヶ矢沢	東横地	0.22	0.03	10°	1
	諏訪ノ谷沢1	東横地	0.12	0.01	14°	1
	諏訪ノ谷沢2	東横地	0.13	0.01	13°	4
	西側沢	東横地	0.10	0.01	22°	4
	平四郎ヶ谷沢	三 沢	0.08	0.01	14°	4
	佐次兵衛ヶ谷沢	三 沢	0.07	0.01	16°	1

第9章 雨量観測（雨量の観測及び通報）

1 雨量観測所（静岡県所管1・国土交通省所管3・気象庁所管1 計5箇所）

（1）静岡県所管の雨量観測所 （ ）内はテレメーター観測開始年月日

観測所名	流 域 河川名	位 置	観測者名	観測開始 年 月 日	既往最大 日 雨 量
（テレ） 牧之原	菊 川	牧之原市 東萩間	袋井土木事務所 0538-42-3217	昭和43年4月1日 （S55. 3. 1）	365.0mm

(2) 国土交通省所管の雨量観測所

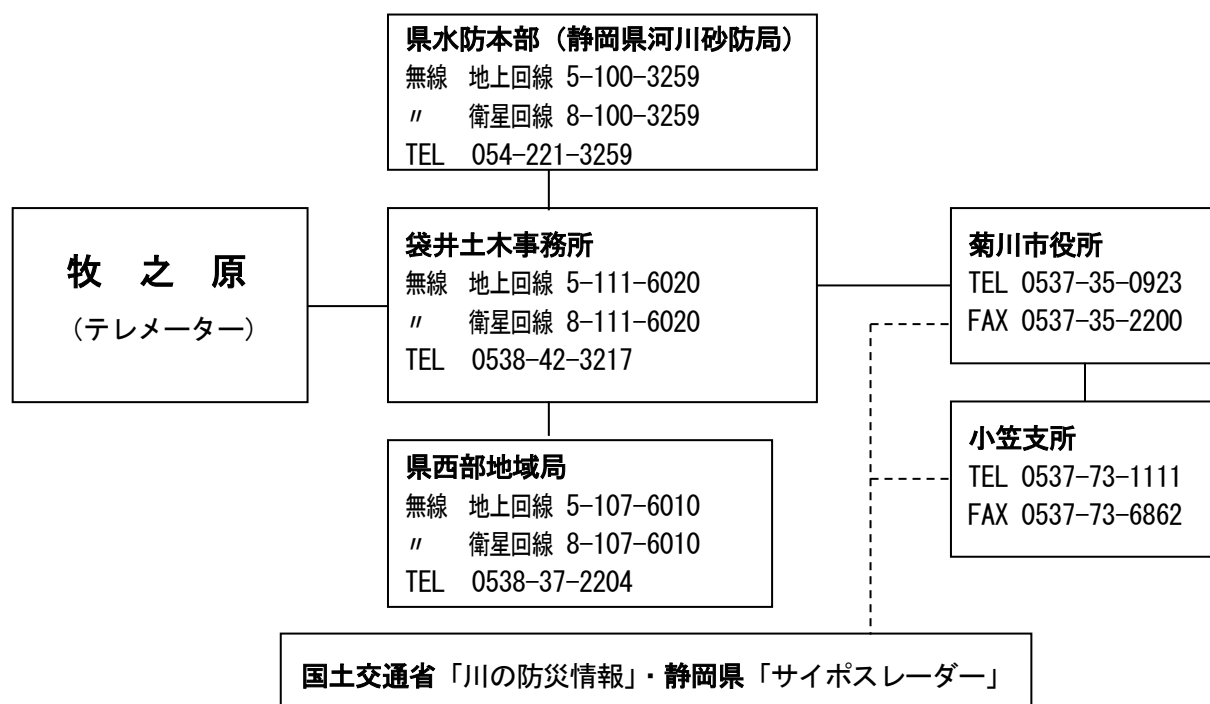
水系名	観測所名	所在地	標高	観測開始日	テレメーター開始年月日
菊 川	平 田	嶺田（平田出張所）	7 m	昭和25年 8 月 27 日	昭和49年 6 月 20 日
	河 城	和田上ノ原	95m		昭和52年 6 月 23 日
	丹 野	丹野奥原	150m		昭和50年 6 月 4 日

(3) 気象庁所管の雨量観測所

観測所名	所在地	観 測 種 目						観測所 の 高 さ	風向風速 計地上の 高 さ
		降水量	気温	風	日照 時間	積雪	その他		
菊川牧之原	倉 沢	○	○	○	○			191m	10m

2 通報（警戒雨量）及び伝達経路

- (1) 24時間以内に80ミリ以上の降雨があった時。
- (2) 連続雨量100ミリの降雨があった時。
- (3) 前各項の通報発信の後、なお引き続き降雨のあった時は30ミリをこえるごとに通報する。



注1) 雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/>）」でも監視が行える。

注2) 国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するXバンドMPレーダの雨量情報を雨量監視に活用する。

「XバンドMPレーダ雨量情報」（<http://www.river.go.jp/Kawabou/ipTopGaiKyo.do>）

第10章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表の基準

(1)大雨注意報

大雨によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(2)洪水注意報

洪水によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(3)大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

(4)洪水警報

洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

第2節 大雨及び洪水注意報・警報の発表基準(菊川市)

1 注意報

(1)大雨注意報

表面雨量指数基準 14

土壌雨量指数基準 79

(2)洪水注意報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=10.6、西方川流域=6.8

複合基準 牛淵川=(7、10.6)、西方川流域=(7、6.8)、菊川流域=(7、12)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

2 警報

(1)大雨警報

表面雨量指数基準 22

土壌雨量指数基準 134

(2)洪水警報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=13.3、西方川流域=8.5

複合基準 牛淵川=(19、13.3)、西方川流域=(11、7.6)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

第3節 大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方

1 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

2 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

3 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川」流域の流域雨量指数30以上を意味する。

4 洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を示す。

＜参考＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

第4節 特別警報(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

[静岡県気象台発表の特別警報の発表の基準]

大雨特別警報：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴風特別警報：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

第11章 水位観測（水位の観測及び通報）

1 水位観測所（静岡県所管2・国土交通省所管4 計6箇所）

(1) 静岡県所管の水位観測所 () 内はテレメーター観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

観測所名	流域河川	位置	水位				観測開始年月日	観測者名
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断 (特別警 戒)	氾濫 危険 (危険)		
白岩橋	西方川	加 茂	(3.30)	(3.80)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217
竈田橋	上小笠川	中内田	(3.20)	(3.70)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217

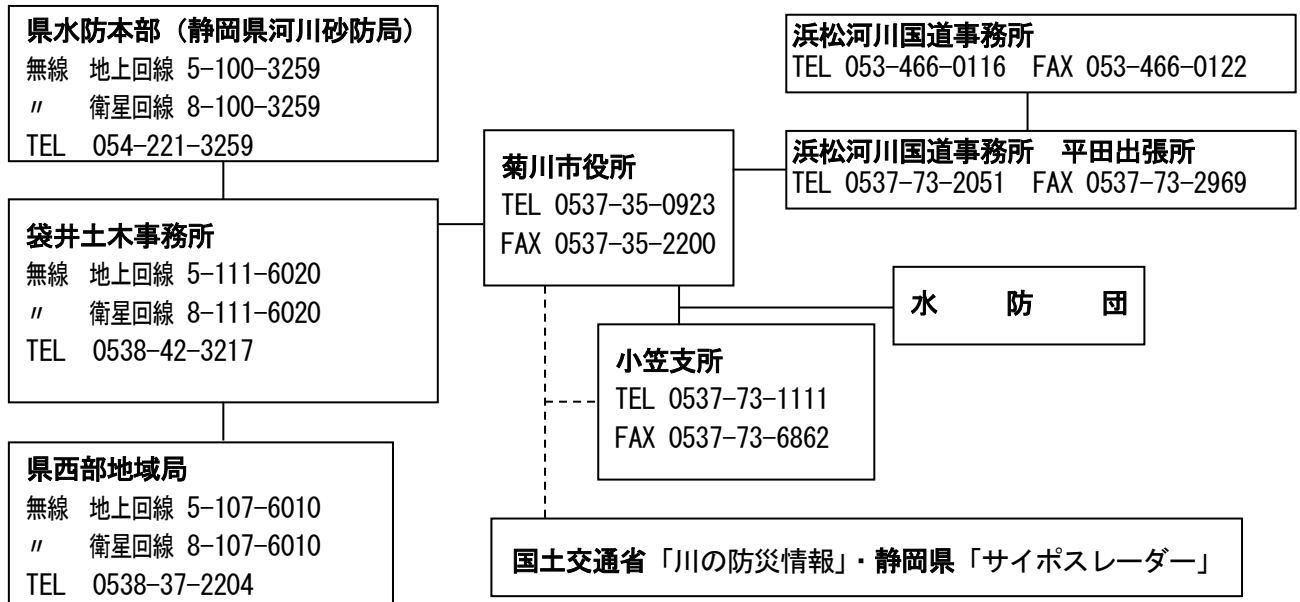
(2) 国土交通省所管の水位観測所

上段：普通観測、下段：自記観測

河川名	観測所名	位置 (Km)	所在地	流域面積 (Km ²)	量水標の 0点(m)	器種	観測開始 年月日	テレメーター 開始年月日
菊 川	加 茂	左 11.9	加 茂	34.2	12.000	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
	嶺 田	右 6.4	嶺 田	69.7	2.440	浮体式	S8.6.16 S29.5.1	S50.6.4
牛淵川	堂 山	右 3.6	堂山新田	33.1	0.608	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
	横 地	左 10.1Km	東横地	10.93	1.009	水晶式	- S59.3.30	S59.3.30

2 水位の通報及び伝達経路

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻



注）水位情報の入手及び通報については、川の防災情報、サイボスレーダーが正常に機能し水位を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、電話、ファックス等で通報するものとする。

第12章 洪水予報と水防警報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番地八地先から海まで
	右岸 菊川市富田字長行平七十六番地二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
菊川	加茂	加茂	左岸河口より11.9km	1.50m	2.50m	3.20 m	3.20 m	3.50m	5.94m

(3) 洪水予報発表者

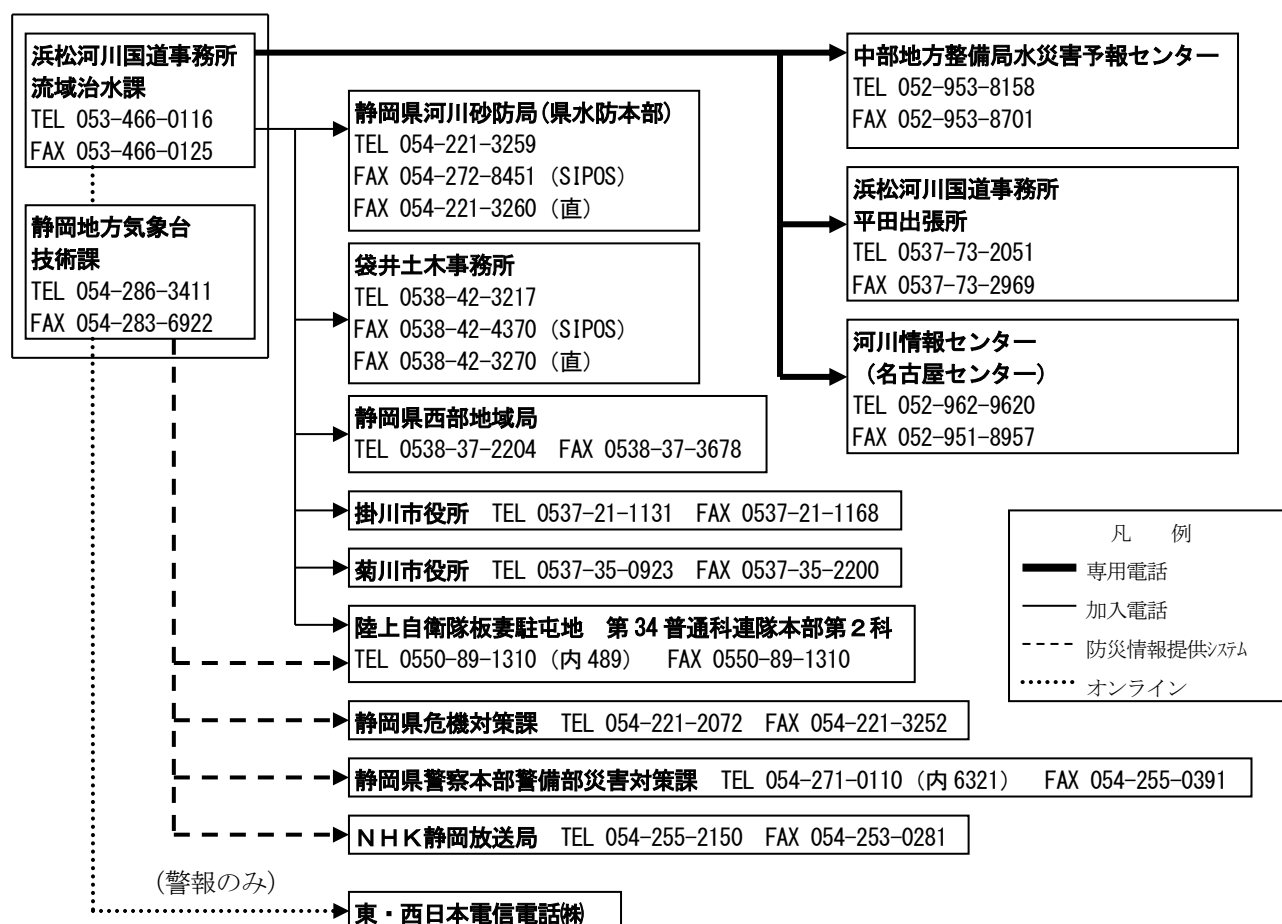
河川名	発表者	発表責任者
菊川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の種類と基準

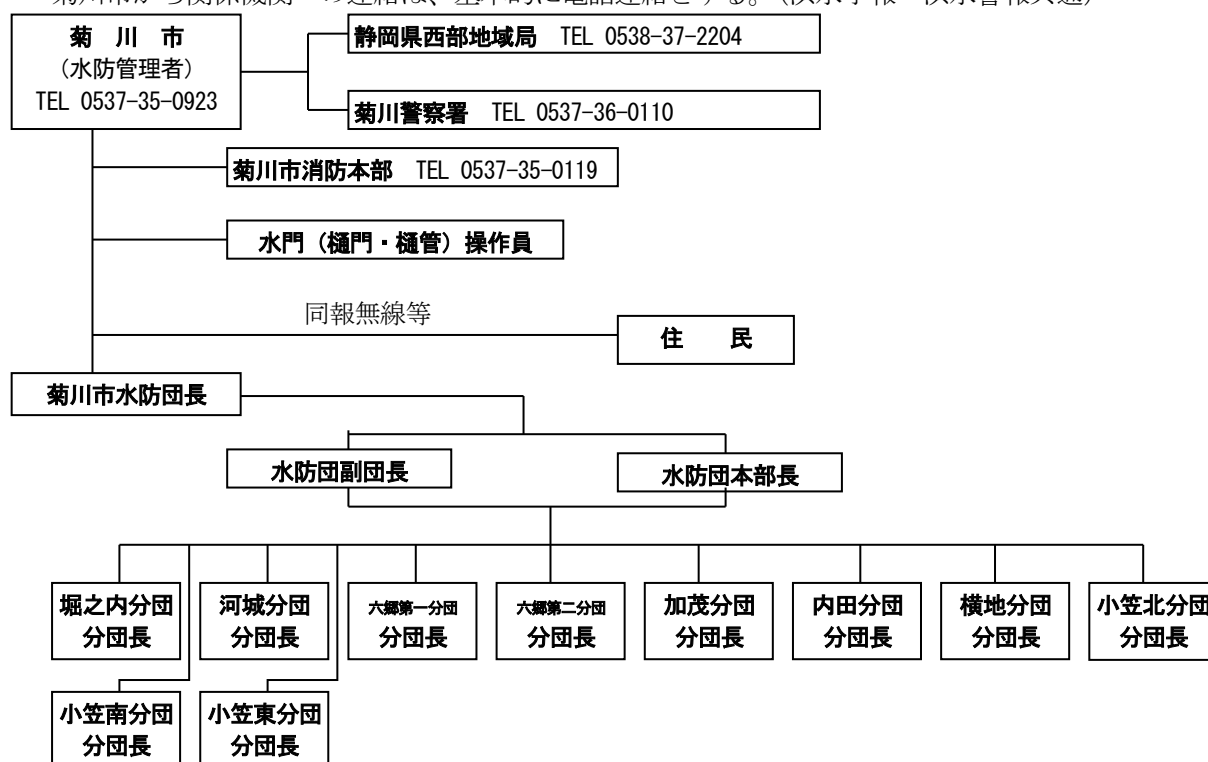
種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき	
氾濫発生情報	堤防からの越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、補足の情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連の番号を付して発表する	

(5) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAX（別表4）で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



菊川市から関係機関への連絡は、基本的に電話連絡とする。(洪水予報・洪水警報共通)



第2節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の発表は浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川及び区域

(m)

河川名	区域		区域延長
菊川	幹 川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
	支 川 (牛淵川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位 置	水防団待機水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
菊川	加茂	加茂小川端	左岸河口から11.9Km	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.94	左7.7 右7.6	左6.4 右5.2
	嶺田	西嶺田	右岸河口から6.4Km	2.00	4.30	4.90	—	—	5.79	左7.4 右7.5	左3.8
支川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.06	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(3) 水防警報発表者

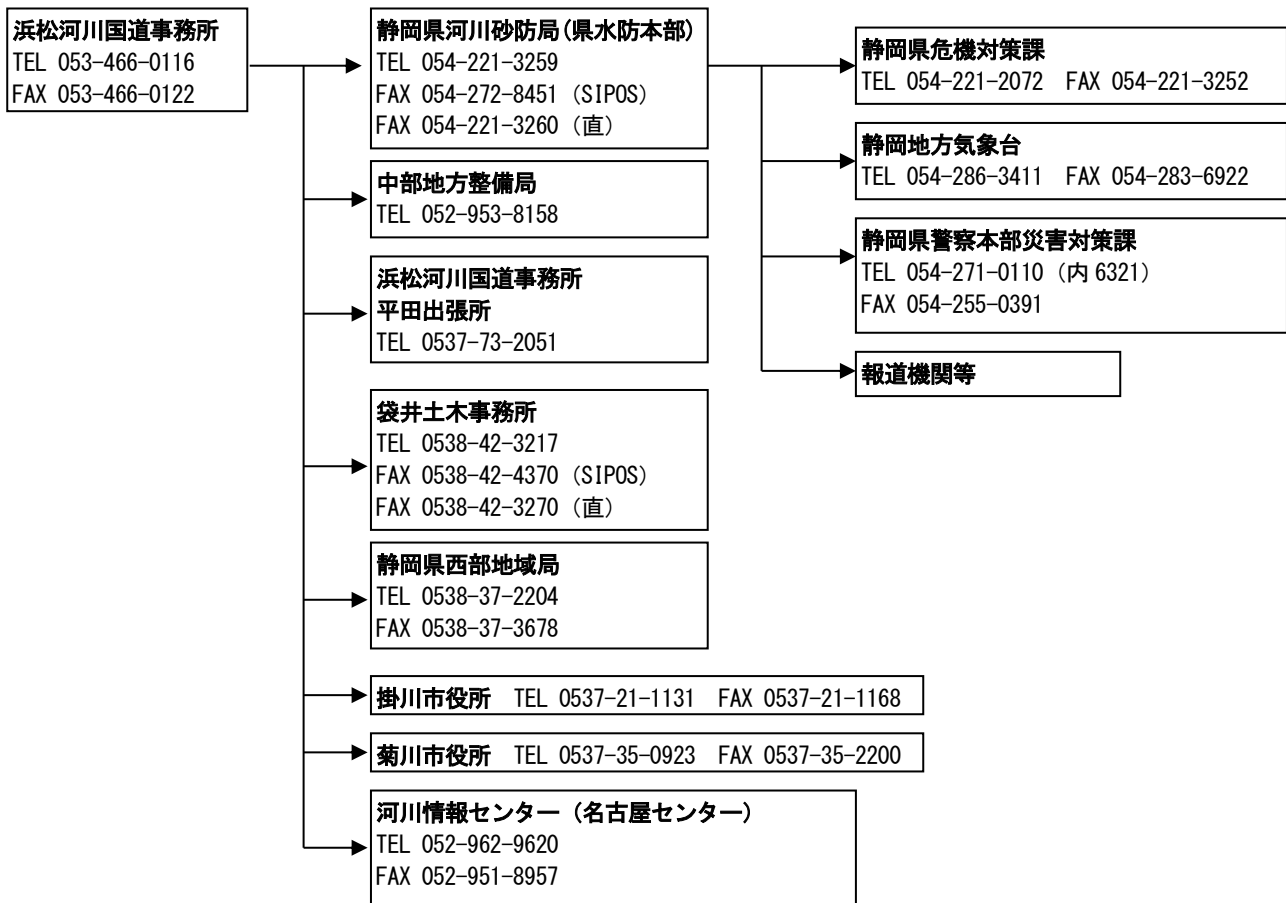
河 川 名	発 表 者
菊 川	浜松河川国道事務所
支川(牛淵川)	浜松河川国道事務所

(4) 水防警報の種類及び発表

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAX（別表5）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第3節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）の水位到達情報は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区 域	区域延長
牛淵川 (支川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12, 300m
	右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断(特別警戒)	氾濫危険水位	危険水位	現況堤防高	堤内地盤高
支 川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.26	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	3.94	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

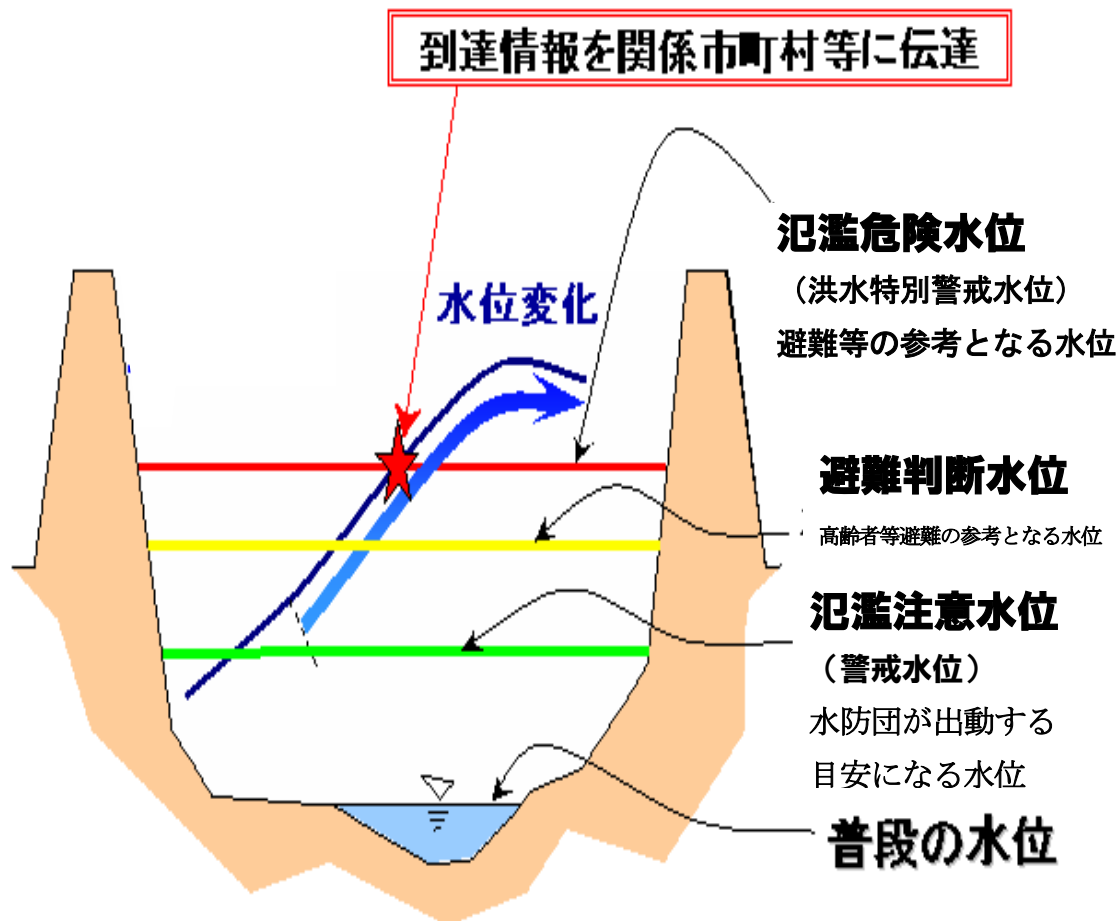
(3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



中部地方整備局管内の氾濫危険水位の設定

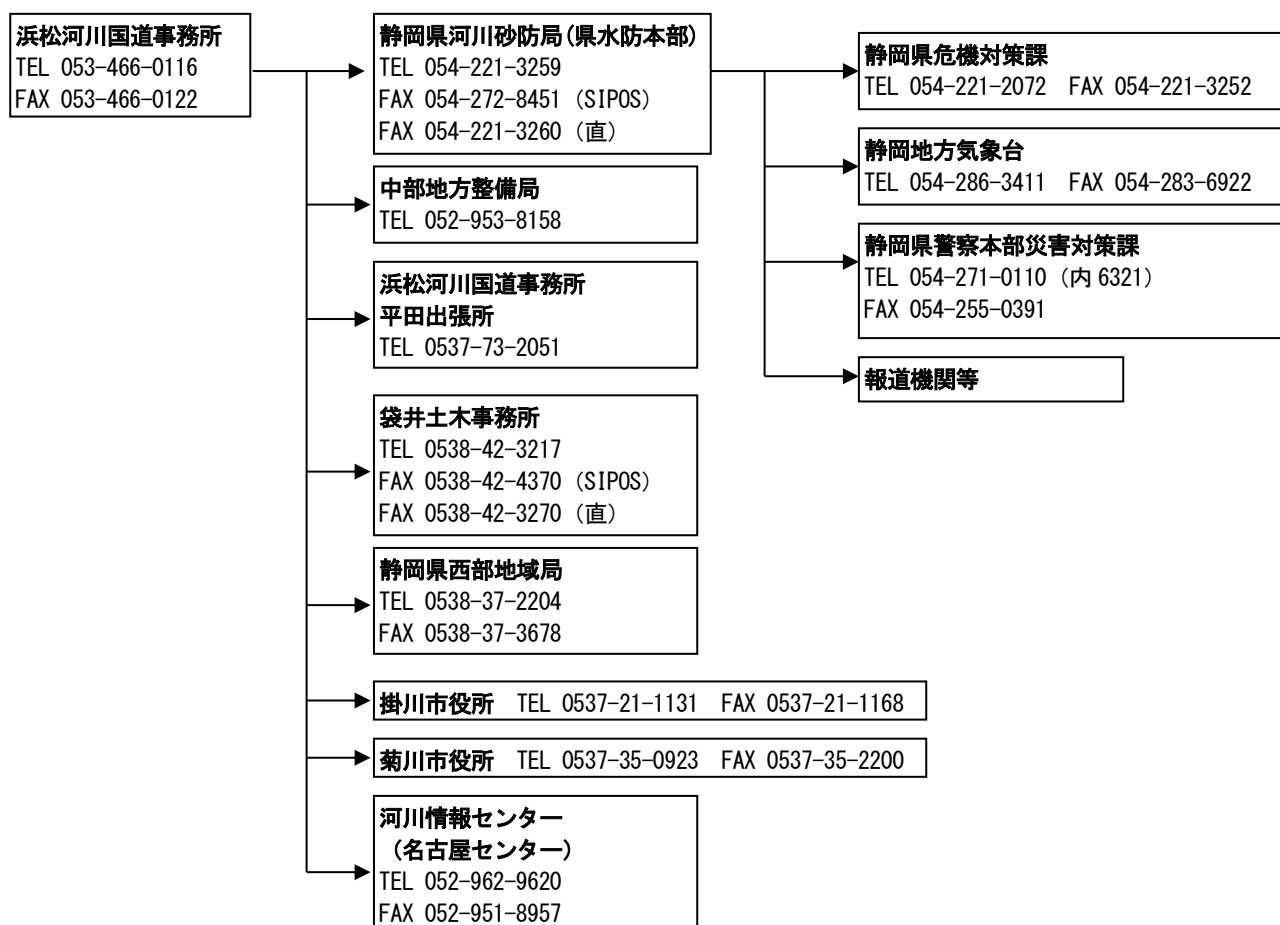
(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAX（別表6）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAX（別表5）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第13章 水防機関の配備及び活動

第1節 非常配備

水防管理者が洪水等により水防活動の必要を認めたとき、及び知事からその警戒の伝達又は指示を受けた場合は、水防管理者の指示により職員ならびに水防団員は、次の要領により非常配備体制に入り水防業務に従事するものとする。

(1) 職員の配備基準等

菊川市災害対策本部運営要領より抜粋

	一般（風水害等）対策	配備職員
事前配備	・市内に警報が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上又は累計雨量100mm以上 ② 水位が水防団待機水位以上 （加茂1.5m、嶺田2.0m、堂山3.1m、白岩橋3.3m、籠田橋3.2m、横地1.8m） ③ 市長が必要と認めた場合	（地震・原子力災害） 危機管理課2名、建設課1名、小笠市民課1名 →職員4名 （一般（風水害等）対策） 次頁「強雨時における職員事前配備参集体制の運用について」のとおり配備するものとする。 ※状況に応じてその他必要な要員を動員する場合がある。
第1次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が2時間以上又は累計雨量150mm以上 ② 水位が氾濫注意水位以上 （加茂2.5m、嶺田4.3m、堂山4.6m、白岩橋3.8m、籠田橋3.7m、横地2.1m） ③ 市長が必要と認めた場合	市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部職員及び各部連携調整室、企画財政部の一部職、財政課職員、企画政策課DX推進係、情報システム係職員、小笠市民課職員、こども政策課の一部職員、福祉課の一部職員、教育文化部の一部職員、議会事務局の一部職員、地区派遣員（総務部）、避難所派遣員 →職員150名（約半数） ※状況により必要な要員のみ動員又は配備職員以外の職員を増員する場合がある。
第2次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が3時間以上又は累計雨量200mm以上 ② 水位が氾濫危険水位以上 （加茂3.5m、堂山5.3m、横地2.7m） ③ 突発災害が発生した場合 ④ 市長が必要と認めた場合	全職員

強雨時における職員事前配備参集体制の運用について

黒沢川流域及び江川流域の内水浸水等の状況を踏まえ、「事前配備」参集体制を下記のとおり運用する。

配備体制	配備職員	配備基準	業務内容
事前配備 第1段階	・危機管理課 2人 ・建設課 1人	●市内に警報が発令された場合 ●水防団待機水位を超過した時 ●時間雨量50mm以上又は累計雨量100mmを超過した時 他	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他
事前配備 第2段階	・危機管理課 2人 ・危機管理課長 ・危機管理課専門監 ・危機管理部長 ・建設課長 ・建設課管理係	●黒沢川又は江川排水機場の操作員が参集した時	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の状況把握、警戒・監視 ●事前配備「第3段階」への移行準備
事前配備 第3段階	・危機管理部の全員 ・危機管理部長 ・建設経済部長及び連携調整室 ・建設課及び都市計画課、農林課の全員 ・小笠市民課 1人 ・総務部長	●黒沢川又は江川排水機場の自家発電機の稼働時 ※自家発電機稼働から、黒沢川樋門全閉まで約40分 黒沢川樋門を閉じると流域で内水浸水被害が発生する ●朝日線アンダーの浸水警報が発信された時 他	●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の現地パトロールなど状況把握、警戒・監視 ●第1次配備への移行準備、平川地区センター等への避難所開設準備 ●朝日線アンダーや浸水等により通行が不可能となった市道等の安全確保（通行止め他）

(2) 水防団の配備基準等

待 機	
配備基準	水防に関係のある気象の警報が発せられたとき 概ね市職員の第1配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第1次に示す陣容
態 勢	団長を本部、副団長及び本部長を本部7人・支部4人詰めさせ、団長は、その後の情勢の推移を把握し、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態に置くものとする 正副分団長及び部長並びに班長は所属部蔵置所及び詰所にて待機

準 備	
配備基準	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想させるとき 概ね市職員の第2配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	水防団長・副団長・本部長は、団員の配備計画にあたりとともに、水防機材の整備点検及び堤防巡視等のため団員を出動させる

出 動	
配備基準	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき 概ね市職員の第3配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	河川の監視及び市内巡視等警戒態勢 状況により水防作業、並びに住民の避難誘導

第2節 水防活動

1 水防管理者の指示

水防管理者は、水防警報の連絡を受けたときは、直ちに水防団長にその旨を連絡するとともに、樋門・樋管操作員に対して、樋門・樋管の巡視を行うように指示するものとする。

2 水防団の活動

水防団長は、直ちに各河川等の受持ち区域の分団長に対し、その旨を連絡し、必要団員に堤防巡視を行うよう指示するものとする。分団長は、巡視の状況を随時水防団長に通報するとともに、水防団長は水防本部長に報告するものとする。

水防団員は、水防団長の指示により水防警報を受けたときから、洪水等の危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防活動に従事するものとする。

3 自主水防隊の活動

自主水防隊は、水防警報が発令された旨を水防管理者より連絡を受けたときは、待機の体制をとるものとする。市水防本部が設置された場合は、地区の状況に応じて自主水防隊水防本部を設置し、市水防本部と情報等の相互連絡をとるものとする。また、災害の危険が除去されるまでの間、住民の安全の確保に努めるとともに、市及び水防団の水防作業に協力するものとする。

自主水防隊水防本部を設置した場合には、その旨市水防本部へ連絡するものとする。

4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第3節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

水防信号の発令責任者は、水防団長とする。但し、水防本部長より特別の命令があった場合はこの限りではない。水防団長は水位が警戒水位に達したときは、静岡県水防信号規則第1号により地域住民及び水防団員に周知するものとする。第2号から第4号の水防信号については、各分団長及び関係者からの状況報告に基づき発令するものとする。

水防信号は同報無線により発するものとし、措置事項、水防信号は次のとおりである。

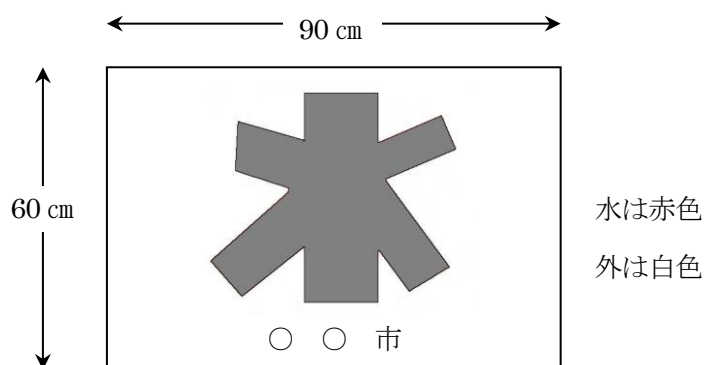
種 類	説 明	サイレン信号		
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	約5秒	約15秒	約5秒
		○ ——— 休止	○ ———	○ ———
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約15秒	約5秒	約15秒
		休止	○ ———	休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約5秒	約6秒	約5秒
		○ ——— 休止	○ ———	○ ———
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約6秒	約5秒	約6秒
		休止	○ ———	休止

第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	約10秒 ○ ———	約5秒 休止	約10秒 ○ ———
第4信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	約5秒 休止	約10秒 ○ ———	約5秒 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘、サイレンを併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達より周知させるものとする。			

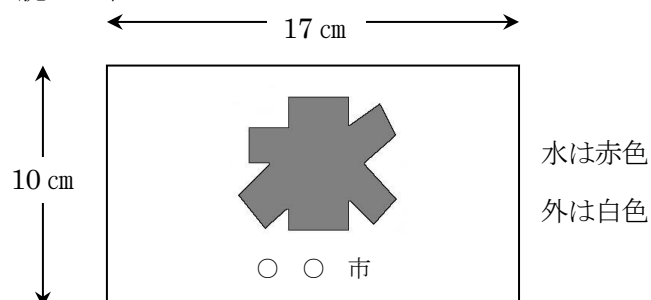
2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次のとおりとする。

（1）水防優先通行車馬標識

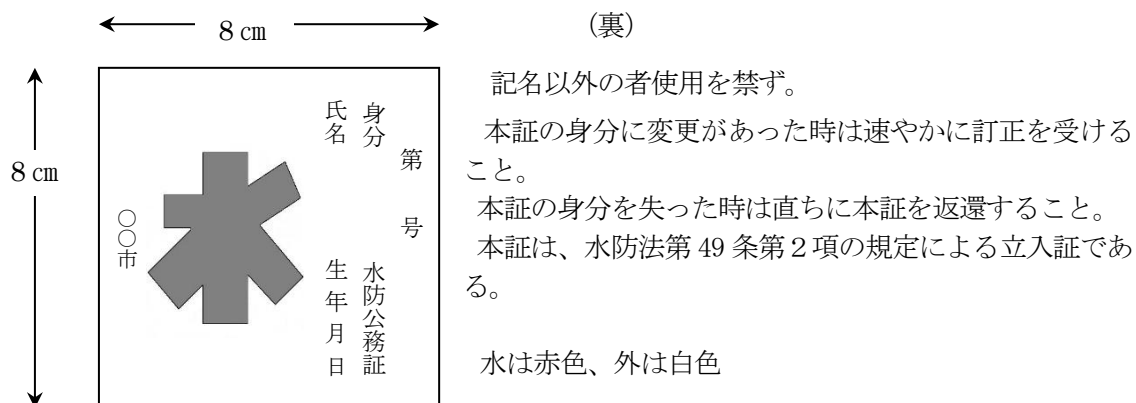


（2）腕章



3 身分証票

水防法第49条第2項の規定による身分証票（昭和31年9月28日県告示第938号）は、次のとおりとする。



第4節 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をした時とする。
- 2 水防団員は 1 による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第5節 水防活動報告

各分団長は、水防活動報告終了後、2日以内に別表11により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

第14章 決壊時の処置

第1節 決壊（被害情報）の通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに水防管理者は、同報無線、その他あらゆる方法により、地域住民、袋井土木事務所長、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

第2節 避難体制

- 1 避難のための立ち退き

堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、水防管理者又はその命を受けたものは速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

- 2 避難所の開設

市は、前号の指示を発した場合には、速やかに避難所を開設し、避難を必要とする者に周知するとともに、市職員を派遣し状況に応じ誘導・収容するものとする。

避難所の開設場所を別表8のとおり指定するものとする。

- 3 避難誘導及び避難所責任者

自主水防隊長は避難所が開設された場合には、避難誘導責任者となり地域を管轄する水防分団及び自治会役員と協力し、避難を必要と認める区域の住民を避難誘導するとともにその旨を水防管理者に報告するものとする。

前号により派遣された市職員は、避難所責任者となり、自主水防隊長及び避難所が開設された施設の管理者の協力を得て避難所の運営にあたるものとする。

- 4 警察署への通知

水防管理者又はその命を受けた者は、立ち退き、又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第15章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

1 国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所)及び静岡県袋井土木事務所の協力

河川管理者(国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所))及び静岡県袋井土木事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報
- (6) 国土交通省の災害対策車両等の派遣

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、浜松河川国道事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受け入れ担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。

なお、派遣要請をした場合は、速やかに県へ報告する。

(災害対策用車両等の派遣に要する費用は、原則として、派遣要請をした市が負担することとする。)

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条第1項)
但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要すると認める場合は、必要事項を示し県知事に対し要請するものとする。

第5節 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。
国土交通省窓口の連絡先は以下のとおりである。
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国 土 交 通 省 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
中 部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西 部	浜松河川国道事務所 流域治水課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は別表9のとおりである。

第16章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により水防活動実施後10日以内に袋井土木事務所に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出勤の状況
 - (11) 警察関係の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲水防団とその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 3 水防活動実施報告作成上の注意事項（水防管理団体水防活動実施報告書）
 - (1) 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - (2) 水防管理団体は水防区長（県袋井土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、3部提出すること。
 - (3) 集計表は指定様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- と。4 水防活動実施報告書
各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ指定の様式により翌月3日までに所轄水防区に報告すること。

第 17 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体の水防計画の策定
 - (1) 指定水防管理団体は、静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年必ず水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - (2) 指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規程する市町防災会議を設置する市町である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、静岡県知事に届け出なければならない。
 - (3) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。
- 2 水防管理団体の水防計画の配布
水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第 2 節 水防訓練

- 1 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- 2 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 18 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 浸水想定区域
菊川市における浸水想定区域は、菊川市防災ハザードマップのとおりである。
- 2 災害時要配慮者が利用する施設
菊川市浸水想定区域における災害時要配慮者が利用する施設は、別表 10 のとおりである。
- 3 洪水予報の伝達方法及び伝達事項
菊川浸水想定区域における洪水予報の伝達方法及び事項は次のとおりとする。
 - (1) 伝達方法
 - ア ラジオ、テレビ放送
 - イ 同報無線、ホームページ
 - ウ 広報車
 - エ 電話
 - (2) 伝達事項
 - ア 高齢者等避難又は避難指示（緊急）の主旨
 - イ 高齢者等避難又は避難指示（緊急）が出された地域名
 - ウ 避難所（所在地、名称、受入人員）
 - エ 避難経路及び誘導方法
- 4 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置（法第 15 条）
市は、洪水時は円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、関係機関等の協力を得て、避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、菊川市地域防災計画、第 3 章「災害応急対策計画」第 7 節「避難救出計画」及び菊川市避難情報の判断・伝達マニュアルにより措置するものとする。

第19章 その他

第1節 公用負担

1 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 排水用機器の使用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、下記のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
菊川市水防団〇〇部長 上記の者 「 」の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。	年 月 日 菊川市長 氏 名 ⑩

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令書	
菊川市水防団〇〇部長 目的物 種類 員数 負担内容 使用 収用 処分	第 号 年 月 日 菊川市長 氏 名 ⑩ 事務取扱者 氏 名 ⑩
受領書	
菊川市水防団〇〇部長 公用負担命令書を受領した	第 号 年 月 日 菊川市水防団〇〇部長 氏 名 ⑩

第2節 公務災害保補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、市の条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第6条の2第1項）